

# 新幹線プレス

2012年10月3日

No.74

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 報復処分撤回裁判第8回口頭弁論開催！ 斉藤書記長堂々と最終意見陳述！

10月3日、東京地方裁判所で報復処分撤回裁判第8回口頭弁論が開かれ、約60名の組合員・OBが結集しました。

裁判では、双方から最終準備書面が提出され、斉藤書記長が堂々と最終意見陳述をし、結審となりました。斉藤書記長の陳述の要旨は

- ① 会社側は、出勤から3時間たってもなお強い酒臭がしたと証言しているが常識、経験上からあり得ないことだ。
- ② 検査の結果乗務不可の数値でなければ待機後、乗務させるべきだ。
- ③ 科学的根拠に基づかず、曖昧かつ矛盾した管理者の判断のみで酒気帯びと断定し、まして減給処分とすることは絶対認められない。

## これで結審！勝利を確信！

裁判終了後報告集会を開催しました。成田委員長は①管理者の恣意的判断で酒気帯びがでっち上げられている。この裁判は全乗務員を代表する裁判だ。②小川科長（当時）をはじめとする異常な労務管理に抗する闘いでもある。③裁判プロジェクトをつくりJR各単組、JR東海労各地本を回り裁判で闘う意義を訴え、分会が一つになり闘いを進めてきたことは組織強化になった。と述べ闘いの成果を強く訴えました。また、来賓としてJR東海労本部淵上委員長、新幹線地本OB会伊藤会長、JR総連萩原副委員長、鉄道ファミリー加藤誠二さんより力強い挨拶がありました。また、裁判プロジェクトを代表して東二運庭山分会長からこれまでの闘いの経過と成果が力強く報告されました。

長島弁護士より今日提出した最終準備書面の主張とし「会社側の証人の管理者の言っていることはバラバラでおかしい」「明らかでっち上げである」などが述べられました。斉藤書記長から、「やるべきことは全てやってきた」「主張すべきことは全て主張してきた」絶対に勝利すると決意が述べられました。最後に勝利を確信し、団結ガンバローで終了しました。



**判決は1月23日（水） 13時10分 527号法廷**